

ドーハ国連気候変動会議の概要

のざき あさこ
公認会計士 野崎 麻子

1. はじめに

2012年11月26日から12月8日までカタールのドーハで、国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）及び京都議定書第8回締約国会合（CMP8）等^{*1}が開催され、最終日には「ドーハ気候ゲートウェイ」と呼ばれる一連の決定が採択された。会議の成果についての評価は、その立場によって分かれているようであるが、今後の日本政府の対応と企業活動への影響の考察は次号以降の記事に譲ることとし、本稿では、COP18/CMP8の決定等の概要を紹介する。

なお、本文中における意見に係る部分は私見である。

は法的効力を有する合意成果を2020年から発効させ実施に移すとの道筋が合意された。ドーハ会議に期待されていた役割は新枠組みの進展・具体化と言える。

ドーハの閣僚級セッション（ハイレベル・セグメント）の開会式では、パングムン国連事務総長やフィゲレス国連気候変動枠組条約事務局長等から、京都議定書の改正の合意、長期の気候資金に関する明確な道筋をつけること、COP16とCOP17で設定された途上国の緩和と適応を支援する制度を整備し効果的なものとする、気温上昇を2℃以下に抑える目標に対して増大している排出ギャップに速やかに対応することなどの期待が述べられた。

2. ダーバン会議での決定とドーハ会議への期待

前年に南アフリカのダーバンで開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP17）では、全ての主要排出国に適用される法的枠組みを2020年までに発効させることが決定された。

このダーバン会議の焦点は、一部の先進国に排出削減を義務づけた議定書の第二約束期間の目標の設定と、米国・中国等も参加する新枠組みづくりの2点であった。

京都議定書については、第二約束期間を2013年から5年もしくは8年間とし、削減目標を含めた議定書の改正を次のドーハでのCOP18で行うとの合意が採択された。

新枠組みに関しては、法的文書を作成するための新しいプロセスである「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、遅くとも2015年中に作業を終えて議定書又

3. ドーハ会議での主な合意内容^{*2}

3つの特別作業部会^{*3}及び2つの補助機関会合における事務レベルの交渉を経て、閣僚間で協議が重ねられ、一連の合意文書等が採択された。最終日に採択された「ドーハ気候ゲートウェイ」は、次の5種類の文書である^{*4}。

- ① 京都議定書改正案の採択等に関する決定
- ② 資金を含む「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）」での成果文書に関する決定
- ③ 気候資金に関する一連の決定
- ④ 気候変動による損失と被害に関する決定
- ⑤ 「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」の作業計画を含む決定

1) 京都議定書改正案の採択等

第二約束期間中の各国^{*5}の排出抑制及び削減に

*1 報道ではまとめてCOPと通称されることが多いが、実際には、京都議定書について議論する京都議定書締約国会合（CMP）や作業部会など複数の会議が同時並行で行なわれている。

*2 日本政府代表团、「国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）京都議定書第8回締約国会合（CMP）等の概要と評価」、平成24年12月8日

*3 「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」、「京都議定書の下での附属書1国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）」、「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）」。

*4 これらは全ての課題を解決するものではないが、未来に向けたGatewayであるとしている。“COP/CMP Informal Plenary Remarks by H.E. Mr. Abdullah Bin Hamad Al-Attayah COP18/CMP8 President”, 8 December 2012, 7:30

*5 日本は第二約束期間には参加しない。

関する約束が記載された附属書Bを含む改正案が採択された。

- 第二約束期間は2013年1月1日からの8年間とする。
- 削減目標を持つ締約国は、遅くとも2014年までに削減目標の引き上げを再検討する。
- クリーン開発メカニズム（CDM）については、第二約束期間に参加しない国もCDMプロジェクトに参加して2013年以降のCDMクレジット（CER）を原始取得することができる。
- 第二約束期間における共同実施や国際排出量取引に参加してクレジットの国際的な獲得・移転を行うことは、第二約束期間に参加する国のみに認められる*6。
- 京都議定書における森林・農地等吸収源等（LULUCF）の取り扱いについては、第二約束期間に参加しない国も含め第二約束期間におけるルールにしたがって算定・報告を行う。
- EU、オーストラリア、日本、スイス他2カ国は、第一約束期間から繰り越された余剰排出枠（AAU）を購入しないと宣言した。

2) AWG-LCAの作業の完了

長期的協力については、COP17の決定に基づく新たな組織やプロセスを実施に移すためのバリ行動計画の議題に関する一連の決定が採択されたことから、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会（AWG-LCA）が「合意された成果」を得たとして、作業部会は作業を完了した。

市場の活用を含む多様なアプローチや新たな市場メカニズムの枠組みを具体化するための作業計画を実行することが合意されたが、日本政府が進めている二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）がこれに適合するかは、今後検討される枠組み次第である。

また、カンクン合意に基づき先進国が今後2年おきに提出する隔年報告書に関して、JCM/BOCMなど市場メカニズムの活用に関する報告事項を含む共通報告様式について合意された。

3) 気候資金に関する決定

資金に関しては、長期資金に関する作業計画や緑

の気候基金（GCF）等に関する決定がなされた。

- 先進国全体に対して、少なくとも2010年から2012年の期間に提供された1年当たり平均の資金を2013年から2015年まで達成することを奨励する。
- 2020年までに途上国の気候変動への適応策と緩和策に年間1000億ドルの気候資金を動員するとの共通目標を支援するために、先進国が長期資金支援を継続することを確認した。
- 上記に関する戦略とアプローチについての情報を先進国がCOP19までに提出することを招請し、長期資金支援に関する作業計画は2013年末まで1年延長する。
- 緑の気候基金のホスト国は韓国に決定した。また、技術援助を行う気候技術センター（CTC）については、ホストとして、国連環境計画（UNEP）が主導するコンソーシアムが承認された*7。

4) 気候変動による損失と被害に関する決定

次回のCOP19において、気候変動の影響に脆弱な国における被害の軽減に取り組むため、世界的なメカニズムなどの制度を設立することとなった。

5) ADPの作業計画

次の事項が含まれる作業計画が決定された。

- 2013年～2015年に少なくとも年2回の会合を開催する。
- 2013年に、締約国は2つのワークストリーム（「2020年以降の将来枠組み」及び「2020年までの緩和の野心の向上」）において、各国から提出される意見を基にラウンドテーブルやワークショップを開催し、より焦点を絞った実質的な議論に移行する。
- 2015年5月までに交渉テキスト案を準備することを目指して、2014年末のCOP20に向けて交渉テキストの要素について検討を進める。

以上

*6 第一約束期間の調整期間中（2013年から2015年後半以降まで）は、日本も国際排出量取引への参加は可能である。

*7 COP18/CMP18ホスト国ウェブサイト、“Nations take ‘essential’ next step in climate change fight”, 08 Dec.2012